平成２３年（フ）第１９０号
静岡県富士市大渕288番地の９、前住所静岡県富士市伝法2663番地の４
債務者　渡邊　達徳
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　朝男
4　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１９１号
静岡県富士市大渕288番地の９、前住所静岡県富士市伝法2663番地の４
債務者　渡邊智江子（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　朝男
4　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１１９２号
広島県安芸郡海田町昭和中町１番34―301号
債務者　長沼　一則
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　浩嗣
4　破産債権の届出期間　平成23年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月21日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２８６号
神戸市須磨区一ノ谷町３丁目２番30号
債務者　與田美登里
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友廣　隆宣
4　破産債権の届出期間　平成23年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２９７号
神戸市兵庫区中道通８丁目１番22―201号
債務者　河室　真一
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三道　政弥
4　破産債権の届出期間　平成23年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２号
広島県安芸高田市甲田町上甲立477番地
債務者　山中　偉男
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　　崇
4　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月27日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第３１３号
兵庫県明石市西明石南町２丁目９番13号　西明石マンション202号
債務者　野村　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西片　和代
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
神戸地方裁判所所明石支部破産係

平成２３年（フ）第４４２号
広島市佐伯区海老園２丁目16番13号
債務者　高杉　克也
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野真裕美
4　破産債権の届出期間　平成23年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６０号
宮崎市中村西２丁目２番30号　ミレニアム大淀306号
債務者　眞子　博光
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江島　　寛
4　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月17日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１６号
沖縄県宮古島市平良字西仲宗根568番地13　ライフマンション103
債務者　新城ミチ代
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第４４０号
愛知県豊田市宮上町５丁目13番地１　メゾンセラータＡＯＫＩ―206号、従前の住所愛知県みよし市三好町東山４番地43　県営東山住宅５棟301号
債務者　松井　大輔
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４８２号
愛知県岡崎市六供町字杉本18番地１
債務者　八田　　勝
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
山形県東根市神町南１丁目２番38号　丸清アパート６
債務者　松田　廣子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
山形地方裁判所民事部